

会計検査院規則第八号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第三十八条の規定に基づき、会計検査院懲戒処分要求及び検定規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

会計検査院長 森田 祐司

会計検査院懲戒処分要求及び検定規則の一部を改正する規則

会計検査院懲戒処分要求及び検定規則（平成十八年会計検査院規則第四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条」を「第三十条」に改める。

第一条中「昭和二十二年法律第七十三号。」を削る。

第十五条の見出しを「（口頭審理の記録）」に改め、同条中「記載」を「記録」に、「口頭審理記録書」を「口頭審理に関する記録」に改める。

第二十条の見出しを「（提出書類への記名）」に改め、同条中「押印」を削る。

第二十二条中「第四条の規定による申請等」を「この規則の規定により会計検査院に対して行われる申請等（第六条第一項（同条第三項の規定において準用する場合を含む。次条において同じ。）の

規定により經由して申請等を行う場合を含む。）」に改める。

第二十三条中「会計検査院の」を「会計検査院又は第六条第一項の規定により經由する者の」に改める。

第二十四条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の規定により申請等を行う者は、その氏名を同項の電子計算機から入力しなければならない。

3 情報通信技術活用法第六条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて会計検査院規則で定めるものは、第一項の規定により申請等を行う者が、その氏名を同項の電子計算機から入力することをいう。

第二十五条中「第一条から第三条まで、第五条第一項、第十条（第十二条第三項において準用する場合を含む）、有責任通知書の送付に係る部分に限る。」、第十二条第一項、第十七条第一項（第十九条第三項において準用する場合を含む）、有責任通知書の送付に係る部分に限る。」及び第十九条第一項の規定による」を「この規則の規定により会計検査院が行う」に改める。

第三十条第二項中「第二十四条」の下に「第一項及び第二項」を加え、「前項の」を「前項に規定する方法により申請等を行う」に改め、後段を削り、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する方法により申請等を行う場合においては、前項において準用する第二十四条第二項の氏名の入力をもつて第二十条の規定による記名に代えるものとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律の施行に伴う会計検査の実施に
関し必要な事項を定める規則（平成二十三年会計検査院規則第七号）の一部を次のように改正する。
第三条の表第二十五条第一項の項を次のように改める。

第二十二條	第六條第一項（同條第三項の規 定において準用する場合を含 む。次條において同じ。）	規則第三條の規定により読み替えて適 用する第六條第一項
-------	---	--------------------------------

第三条の表に次のように加える。

第二十三條第一項	第六條第一項の規定	規則第三條の規定により読み替えて適 用する第六條第一項の規定
第二十三條第二項	第六條第一項	規則第三條の規定により読み替えて適

		第三十条第三項		第三十条第二項		第三十条第一項	
	前項	第一項		前項		第二十三条第一項	
	規則第三条の規定により読み替えて適用する前項	規則第三条の規定により読み替えて適用する第一項		規則第三条の規定により読み替えて適用する前項		規則第三条の規定により読み替えて適用する第二十三条第一項	用する第六条第一項

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">会計検査院懲戒処分要求及び検定規則</p> <p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 雑則（第二十条—<u>第三十条</u>）</p> <p>（懲戒処分の要求）</p> <p>第一条 会計検査院は、会計検査院法（以下「法」という。）第三十一条の規定により、会計事務を処理する職員の懲戒処分を要求するときは、当該職員の本属長官その他監督の責任に当たる者に対し、その理由を明らかにした懲戒処分要求書を送付する。</p> <p><u>（口頭審理の記録）</u></p> <p>第十五条 主宰者は、口頭審理を行ったときは、次の各号に掲げる事項を<u>記録した口頭審理に関する記録</u>を作成するものとする。</p> <p>一 事件の名称</p> <p>二 審理に出席した出納職員等、代理人及び証人の氏名</p> <p>三 審理の日時及び場所</p> <p>四 審理の公開の有無</p> <p>五 審理の内容</p> <p>六 その他必要と認める事項</p> <p>第三章 雑則</p> <p><u>（提出書類への記名）</u></p> <p>第二十条 この規則の規定により会計検査院に提出する書類には、提出する者が記名するものとする。</p> <p>（電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等の指定）</p> <p>第二十二条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申</p>	<p style="text-align: center;">会計検査院懲戒処分要求及び検定規則</p> <p>目次</p> <p>第一章・第二章（同左）</p> <p>第三章 雑則（第二十条—<u>第二十五条</u>）</p> <p>（懲戒処分の要求）</p> <p>第一条 会計検査院は、会計検査院法（<u>昭和二十二年法律第七十三号</u>。以下「法」という。）第三十一条の規定により、会計事務を処理する職員の懲戒処分を要求するときは、当該職員の本属長官その他監督の責任に当たる者に対し、その理由を明らかにした懲戒処分要求書を送付する。</p> <p><u>（口頭審理記録書）</u></p> <p>第十五条 主宰者は、口頭審理を行ったときは、次の各号に掲げる事項を<u>記載した口頭審理記録書</u>を作成するものとする。</p> <p>一～六（同左）</p> <p>第三章 雑則</p> <p><u>（記名押印）</u></p> <p>第二十条 この規則の規定により会計検査院に提出する書類には、提出する者が記名<u>押印</u>するものとする。</p> <p>（電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等の指定）</p> <p>第二十二条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申</p>

請等（同法第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）は、この規則の規定により会計検査院に対して行われる申請等（第六条第一項（同条第三項の規定において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により経由して申請等を行う場合を含む。）とする。

（申請等に係る電子情報処理組織）

第二十三条 情報通信技術活用法第六条第一項に規定する会計検査院規則で定める電子情報処理組織は、会計検査院又は第六条第一項の規定により経由する者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

- 2 前項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機は、会計検査院又は第六条第一項の規定により経由する者の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第二十四条 情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

- 2 前項の規定により申請等を行う者は、その氏名を同項の電子計算機から入力しなければならない。

- 3 情報通信技術活用法第六条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって

請等（同法第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）は、第四条の規定による申請等とする。

（申請等に係る電子情報処理組織）

第二十三条 情報通信技術活用法第六条第一項に規定する会計検査院規則で定める電子情報処理組織は、会計検査院の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

- 2 前項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機は、会計検査院の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第二十四条 （同左）

- 2 情報通信技術活用法第六条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって会計検査院規則で定めるものは、申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書を当該申請等と併せて送信すること又は会計検査院の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずることをいう。

- 3 前項に規定する電子署名は、電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百

会計検査院規則で定めるものは、第一項の規定により申請等を行う者が、その氏名を同項の電子計算機から入力することをいう。

(電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる処分通知等の指定)

第二十五条 情報通信技術活用法第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる処分通知等(同法第三条第九号に規定する処分通知等をいう。以下同じ。)は、この規則の規定により会計検査院が行う処分通知等とする。

(電磁的方法による提出)

第三十条 予責法第十三条第一項に規定する会計検査院規則で定める電磁的方法は、前条の規定により作成された電磁的記録を第二十三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して提出する方法とする。

2 第二十四条第一項及び第二項の規定は、前

二号) 第二条第一項に規定する要件に該当する電子署名とし、電子証明書は、会計検査院の使用に係る電子計算機において識別することができるものであつて、次に掲げるものとする。

一 政府認証基盤(複数の認証局によって構成される認証基盤であつて、行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。以下同じ。)における政府共用認証局が作成したもの

二 政府認証基盤におけるブリッジ認証局(政府認証基盤を構成する認証局であつて、政府認証基盤を構成する他の認証局以外の認証局と相互認証を行うことができるものをいう。)と相互認証を行っている認証局で政府認証基盤を構成する認証局以外のものが作成したもの

(電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる処分通知等の指定)

第二十五条 情報通信技術活用法第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる処分通知等(同法第三条第九号に規定する処分通知等をいう。以下同じ。)は、第一条から第三条まで、第五条第一項、第十条(第十二条第三項において準用する場合を含み、有責任通知書の送付に係る部分に限る。)、第十二条第一項、第十七条第一項(第十九条第三項において準用する場合を含み、有責任通知書の送付に係る部分に限る。)及び第十九条第一項の規定による処分通知等とする。

(電磁的方法による提出)

第三十条 (同左)

2 第二十四条の規定は、前項の場合に準用す

項に規定する方法により申請等を行う場合に準用する。

3 第一項に規定する方法により申請等を行う場合においては、前項において準用する第二十四条第二項の氏名の入力をもって第二十条の規定による記名に代えるものとする。

る。この場合においては、第二十条の規定による記名押印を要しない。

(新設)

◎平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律の施行に伴う会計検査の実施に関し必要な事項を定める規則（平成二十三年会計検査院規則第七号）（抄）

下線部分が改正箇所

改正後			改正前		
<p>(会計検査院懲戒処分要求及び検定規則の規定の適用)</p> <p>第三条 緊急措置法第八条第五項の規定による会計検査院懲戒処分要求及び検定規則（平成十八年会計検査院規則第四号）の適用については、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>			<p>(会計検査院懲戒処分要求及び検定規則の規定の適用)</p> <p>第三条 (同左)</p>		
<u>第二十二條</u>	<u>第六條第一項（同條第三項の規定において準用する場合を含む。次條において同じ。）</u>	<u>規則第三條の規定により読み替えて適用する第六條第一項</u>	<u>第二十五條第一項</u>	<u>第一條から第三條まで、第五條第一項、第十條（第十二條第三項において準用する場合を含む）、有責任通知書の送付に係る部分に限る。）、第十二條第一項、第十七條第一項（第十九條第三項において準用する場合を含む）、有責任通知書の送付に係る部分に限る。）及び第十九條</u>	<u>規則第三條の規定により読み替えて適用する第十條（有責任通知書の送付に係る部分に限る。）、規則第三條の規定により読み替えて適用する第十二條第一項、規則第三條の規定により読み替えて適用する第十二條第三項において準用する第十條（有責任通知書の送付に係る部</u>

				<u>第一項</u>	<u>分に限る。)</u> <u>、規則第三条の規定により読み替えて適用する第十七条第一項(有責任通知書の送付に係る部分に限る。)</u> <u>、第十九条第一項及び同条第三項において準用する第十七条第一項(有責任通知書の送付に係る部分に限る。)</u>
<u>第二十三条第一項</u>	<u>第六条第一項の規定</u>	<u>規則第三条の規定により読み替えて適用する第六条第一項の規定</u>	(新設)		
<u>第二十三条第二項</u>	<u>第六条第一項</u>	<u>規則第三条の規定により読み替えて適用する第六条第一項</u>	(新設)		
<u>第三十条第一項</u>	<u>第二十三条第一項</u>	<u>規則第三条の規定により読み替えて適用する第二十三条第一項</u>	(新設)		
<u>第三十条第二項</u>	<u>前項</u>	<u>規則第三条の規定により読み替えて適用する前項</u>	(新設)		
<u>第三十条第三項</u>	<u>第一項</u>	<u>規則第三条の規定により読み替えて適用</u>	(新設)		

		<u>する第一項</u>			
	<u>前項</u>	<u>規則第三条の 規定により読 み替えて適用 する前項</u>			